

山口県報

平成25年
12月3日
(火曜日)

目次

告示	一
平成二十五年年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課)	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)	一
保安林予定森林(萩市)(森林整備課)	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	二
公告	三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	三
土地改良区役員の届出(農村整備課)	三
県営三見河内地区中山間地域総合整備事業換地計画書の縦覧(農村整備課)	三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	四
契約の締結(物品管理課)	四

山口県告示第四百五十九号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成二十五年年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 講習の主催者
名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号
- 講習の開催期日及び開催場所
開催期日 平成二六、二一、二三(日曜日)
開催場所 山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館
- 講習の受講料
四五百円

山口県告示第四百六十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 指定区域
岩国市美和町西畑字つつじ谷五二五番一、五二六番三、五二九番、五三三番、五四一番一
- 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に規定する埋立地

山口県告示第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 保安林予定森林の所在場所
萩市大字佐々並字長瀬六一から六三まで、字東長瀬一〇一六、一〇一八、一〇一九

の 一 から 一〇一九の三まで、一〇二〇、一〇三二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字佐々並字東長瀬一〇六・一〇八・一〇一九の一(以上三筆につ

て次の図に示す部分に限る。)、一〇一九の三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市豊田前町麻生上字東山七八の一、一八九、字迫八九の二、八九の一六、八九の一七、八九の二二、八九の二六、字前平一四八の一四、一四八の一五、美東町大田字赤田三七七の四、三七七の五、字大焼三七七の四から三七七の八まで、三七五、三七九の一から三七九の四まで、字風呂ケ迫三八九の三から三八九の五まで、三八九の七から三八九の一〇まで、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一から三九一の三まで、三九二から三九五まで、三九六の二から三九六の四まで、字奥ノ切三九七の一から三九七の二まで、字正ノ田三九八の一から三九八の五まで、三九九、三九九の一から三九九の四まで、三九九の六から三九九の一三まで、四〇〇、四〇一、四〇三の

一 から四〇三の三まで、字岡田四一四、四一五の二、四一六の一、四一六の六から四一六の八まで、四一七、四一九、四二二、四二二の二、字地吉四一六の二、四一六の三、四二四の一から四二四の二〇まで、字刈田四二八、四二九、四二九の三、四三〇、字水ヶ浴四八四の九、字権現山四九九の二、四九九の四、五六四の一、字鳥ヶ山五一一の二、上鑑ヶ市五二〇の一、字小窓ヶ浴五六四の二、字宝満七七八の二・七七八の二・三から七七八の一五まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、七七八の一八、七七八の二三から七七八の二五まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字木落一九七九から一九八一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

長門市日置中字大笹二の一、字幸平三、四、字西大笹一六三の一、一六三の二、一六三の四、一六三の五、一六三の七、一六三の八、一六三の二二、一六三の三三、一六三の一五、一六三の二四から一六三の三〇まで、字見ノ越一六三の二二、一六三の二二、一八〇の一から一八〇の六まで、一八〇の八、一八〇の二〇、一八〇の二二から一八〇の二四まで、字金山一六四の一、一六四の二、字大取一六八の九、一六八の一〇、一六八の一三から一六八の二〇まで、一六八の二二、一六八の二三、字奥大笹二二〇、二二三、字西鬼山二二四、字中大笹二二五から二二〇まで、一九二、一九二二、字下大笹二二一、二二二の一、二二二の二、二二三、一九二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(三九九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年一月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン依山

代 表 者 の 氏 名 中原 英樹

主たる事務所の所在地 長門市依山四四九七番地

(四〇〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年一月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人うべ子ども二一

代 表 者 の 氏 名 花田 真樹

主たる事務所の所在地 宇部市新天町二丁目八番五号

(四〇一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

退任した役員

土地改良区	理事の別	氏 名	住 所
柳井市土地改良区	理 事	村中 昇	柳井市伊陸三二二三の一

(四〇二) 県営三見河内地区中山間地域総合整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営三見河内地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理人
山口県副知事 藤部 秀則

一 縦覧に供する書類

県営三見河内地区中山間地域総合整備事業換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年十二月四日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四〇三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町二丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田三丁目三番五号

大和ハウス工業株式会社

(四〇四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十五年十二月三日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬(リレンザ) 一万七千箱

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年十月十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六番一五号

六 契約金額

四千百七十六万九千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

平成二十五年十二月三日印刷
平成二十五年十二月三日発行

発行人 山口県庁
山口県知事